

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

【第1問】 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、公開会社ではない取締役会設置会社であり、定款において取締役の任期が5年と定められている会社である。甲社では、取締役の報酬について、支給総額の上限を株主総会決議によって定め、個別の取締役の報酬の決定は取締役会に一任することが慣例とされていた。また取締役会は取締役の報酬額に関する内規（以下「本件内規」という。）を定めており、これによれば専務取締役は月額70万円、非常勤取締役は月額10万円とされ、役職の変更があった場合にはそれに応じて報酬額も変更されることとされていた。
2. Xは、甲社の創業者であり代表取締役であるAにヘッドハンティングされ、平成30(2018)年6月末日、甲社定時株主総会で取締役に選任され、その直後の取締役会で専務取締役に選定された。Xの報酬は、本件内規に従って月額70万円とされた。なお、Xの報酬は株主総会決議が定めた支給総額の上限の範囲内であった。また、Xは取締役への就任を承諾するにあたり、本件内規について説明を受け、了承していた。
3. 令和元(2019)年6月、Aが急逝し、後任の代表取締役にAの子であるBが就任した。BとXとはもともと折り合いが悪かったうえ、甲社の経営方針をめぐって対立したこともあって、次第に仲が険悪になっていった。
4. 令和2(2020)年6月末日、Bは甲社取締役会においてXの役職を専務取締役から非常勤取締役に異動させること、本件内規の規定にかかわらずXの報酬を月額5万円とすることを提案し、可決された。そして同年7月以降、Xに対しては月額5万円のみが支払われた。Xは、報酬の減額について了承していない。
5. さらに令和3(2021)年6月末日、Bは甲社定時株主総会においてXの報酬を無報酬とすることを提案し、可決された。そして同年7月以降、Xに対しては報酬が支払われていない。Xは、報酬の不支給について了承していない。

【設問】

Xは、令和2(2020)年7月以降Xに対して支払われていない分の報酬額について、甲社に支払いを求めたい。Xによる請求は認められるか。もし認められる場合、令和4(2022)年6月末日時点において請求できる報酬の合計額はいくらか（なお、遅延損害金は考慮しなくてもよい）。

【第2問】 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。(配点20点)

【設問1】

払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額でない募集株式の発行等において、公開会社であるか否かによって募集事項を決定する機関が異なるのはなぜか、5行以内で説明しなさい。

【設問2】

会社法440条1項は株式会社に対して貸借対照表(大会社にあつては貸借対照表及び損益計算書)の公告を義務付けている。このような義務を定める趣旨を5行以内で説明しなさい。